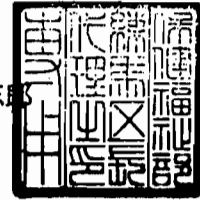




練保計第199号  
平成12年12月13日

介護老人保健施設「すずしろの郷」  
開設者 殿

練馬区長職務代理者  
練馬区助役 志村 豊志



### 介護老人保健施設実地指導結果について（通知）

11月27日に標記実地指導を実施したところ、改善を必要とする事項が認められたので下記のとおり通知します。また、指摘のあった事項について改善報告書の提出を求めます。

なお、施設の管理運営については、この実地指導以前から口頭による指導を行ってきたところではありますが、依然として法令に違反している状態は由々しきことといわざるをえません。実地指導結果の指摘事項については、早急に是正することを強く要請します。

### 記

#### 1 改善を必要とする事項

##### (1)施設経営の改善について

施設経営に関して、介護報酬が施設会計に入金されない異常な事態となっており、施設運営に支障をきたしつつある。経理状況を明確にし、施設運営に支障をきたさないよう早急に改善されたい。

(2)職員配置について、介護保険法第97条第2項の規定による介護老人保健施設の運営に必要とする従業者の員数が十分でない。早急に改善されたい。

##### ①医師について

7月中旬以降、近隣等の複数の医師により暫定的に対応を行ってはいるが、施設の運営上、入所者全員の病状等を把握し、施設療養全体の管理に責任を持つ常勤医師の配置が必要である。

医師の配置について、人員基準を満たすよう早急に改善されたい。

##### ②看護職員について

現状では、看護職員は常勤4人、非常勤2人で、通所リハビリテーションを含めて常勤換算では4.6人となっており、人員に関する基準を下回っている。

看護職員の配置について、人員基準を満たすよう早急に改善されたい。

##### ③理学療法士または作業療法士について

8月16日以降、理学療法士または作業療法士が不在の状況となっている。

人員基準を満たすよう早急に配置されたい。

##### (3)管理者について

管理者（施設長、医師）とされている者が、平成12年7月中旬以降、施設管理にあたっていない状況にある。管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならず、常に施設の現状を把握し、従業者に対し必要な指揮命令を行うとともに、処遇の質の評価・改善及び利用者や家族との連絡調整、地域社会との連携等、与えられた職責を十分果たさなければならない。

しかるに、管理者が適切な管理を行っていない実態は異常であり、また、管理者とし

て不適當と言わざるを得ないので改善されたい。

#### (4)運営に関して改善すべき点

- ① 掲示義務のある事項（運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料等  
その他サービスの選択に資すると認められる事項等の重要事項）が施設の見やすい  
場所に掲示されていない。改善されたい。
- ② 運営規程を整備されたい。
- ③ 採用、退職時の辞令交付、非常勤従業者の雇用にあたり雇入通知書（雇用契約書）  
を交付されたい。
- ④ 諸記録を整備されたい（帳簿・簿記の会計書類、給与等に関する記録が未整備）。
- ⑤ 従事者の定期健康診断を実施されたい。
- ⑥ 職員の研修を実施されたい。
- ⑦ 夜間（想定）の防災訓練を実施されたい。
- ⑧ 入所時に利用者に対し重要事項を記した文書を交付していない。「利用料金表」と  
「お願いとお知らせ」のみで説明しているが不十分である。改善されたい。
- ⑨ 「入所誓約書」で施設側を保護する立場への同意を得た形式にしているが、利用者  
の立場を保護した契約の形式となっていない。改善されたい。
- ⑩ 入所時に「契約書」を取り交わすよう改善されたい。
- ⑪ 施設サービス計画を策定していない。管理者は、介護支援専門員に同計画を作成さ  
せていないなど、介護支援専門員に本来業務を行わせていない。また、施設サー  
ビス計画への入所者の同意も得ることが出来ていない。定期的な施設サービス計画の  
見直しや、関係職員間での協議も行っていない。改善されたい。
- ⑫ 入所者に対し、計画的、効果的な機能訓練が行われていない。改善されたい。
- ⑬ 退所時の援助については、居宅介護支援事業者を紹介するのみで不十分である。  
改善されたい。
- ⑭ 協力病院について、協力医療機関との協力確認書は交わされているが、実情にあわ  
せて円滑な協力を得るための必要事項を定めるなど見直されたい。
- ⑮ 感染症に関して、結核他院内感染の管理の面では責任者、管理者不在で事前の予防  
体制が不十分である。改善されたい。
- ⑯ 利用者の身体状況にあわせた栄養管理については、入所時に施設サービス計画が出  
来ていないことと常勤医師不在のため、身体状況にあわせた食事の提供が出来てい  
ない。改善されたい。

#### (5)介護給付費の算定及び取扱い

介護保健施設サービス費の算定等について、人員基準を満たしていない月の算定に  
一部誤りがあった。適正な算定とされたい。

## 2 改善報告書の提出について

1で改善を必要とされた事項について、改善状況を改善報告書（様式は任意）により、  
30日以内に提出すること。

担当 保健福祉部計画課  
保健福祉計画主査  
伊藤、齋藤  
TEL3993-1111 内線8072  
FAX5984-1220



## 老人保健施設に関する意見書

開設予定	名称	すずしろの郷
老人保健施設	開設地	練馬区春日町4丁目37番30号
開設者	名称	医療法人社団杏稜会 理事長 三島 陽一
	住所	練馬区春日町4丁目37番30号
連携の内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 高齢者の自立・家庭復帰を目指す老人保健施設としての機能を十分発揮するとともに、運営にあたっては関連する区の保健・福祉部門との連携に努めること。</li><li>2 施設からの退所者に対して、関連サービス部門との調整・連携のもと、訪問看護・訪問指導・ホームヘルプサービスの検討など円滑かつ一貫したサービス提供に努めること。</li><li>3 高齢者の保健・医療・福祉にかかる各種サービスの総合的推進を図るために設置されている区の「高齢者サービス調整チーム」に参加すること。</li><li>4 今後の保健・医療・福祉サービスの向上に資するため、施設の利用状況や利用者の情報を区に提供すること。</li><li>5 老人保健施設の利用者は、施設近在の地域に住む高齢者であることから地域住民の理解と協力が必要であり、地域住民に親しまれ、利用されるような地域に開放された施設とすること。</li></ol>	
区の意見	<p>今後も増え続けることが予想される要介護高齢者に対し、その自立を支援し家庭への復帰を目指すために必要な医療ケアと日常生活サービスを併せて提供する施設として創設されたのが老人保健施設制度である。</p> <p>練馬区においても、要介護高齢者への適切なケア体制整備の観点</p>	

から、練馬区福祉基本計画（老人保健福祉計画を含む）に整備目標を掲げており、平成12年に導入される介護保険制度においても、老人保健施設は施設サービス拠点のひとつとされ、同制度のサービス提供基盤の一環としてもその整備が急がれている。

老人保健施設「すずしろの郷」の母体となる医療法人社団杏稜会においては、新たに設立された法人であるが、当施設の運営方針として、地域のニーズに的確に対応していける在宅支援施設としての役割を果たし、利用者の安全確保と人権を最大限に尊重し、個々のニーズを取り入れた質の高い医療ケアおよび生活サービスを提供することを目標に掲げており、施設近隣の住民の方々にも開かれた身近なケアサービス提供施設を目指すため、ボランティアの導入や育成を図るなど積極的な姿勢を見せている。

当施設は、区において4番目の老人保健施設となり、介護保険制度の導入を視野に入れた高齢者の保健・医療・福祉を統合する新しいサービス拠点として、また既存の関連サービス部門との連携のもとに高齢者の自立とその家族を支援する中心的な施設として、その役割に強く期待するものである。

平成11年11月30日

練馬区長 岩波 三郎



東京都知事 石原 慎太郎 殿